

福井県バドミントン協会表彰規程細則

第1条 この細則は、福井県バドミントン協会表彰規程に関して必要な事項を定める。

第2条 功労者は満50歳以上とし、永年とは15年以上とする。

第3条 功労賞の表彰は、毎年12月末日までに推薦するものとする。

第4条 優秀選手賞の大会と成績の区分は次のとおり

1. 団体戦

ベスト8以上・・・国民体育大会

ベスト4以上・・・全国小学生選手権大会、若葉カップ全国小学生大会、全国中学校大会、
全日本中学生選手権大会、全国高等学校選手権大会、全国高等学校選抜大会、
日本ジュニアグランプリ、全日本学生選手権大会、全日本実業団選手権大会
2位以上・・・全日本教職員選手権大会（一般の部）、全日本レディース選手権大会、
日本マスターズ、全国社会人クラブバドミントン大会

2. 個人戦

ベスト16以上・・・全日本総合選手権大会

ベスト8以上・・・全国中学校大会、全国高等学校選手権大会、全日本学生選手権大会、
全日本社会人選手権大会

ベスト4以上・・・全国小学生ABC大会、全国小学生選手権大会、全日本ジュニア選手権大会、
全国高等学校選抜大会、全日本教職員選手権大会（一般の部）

2位以上・・・全日本シニア選手権大会、全国社会人クラブバドミントン大会、
全日本レディース選手権大会（1部）

3. 県総合選手権大会3年連続優勝

4. その他

第5条 功労賞及び優秀選手・優秀指導者賞の表彰は、毎年表彰式（1～2月）においておこなう。

第6条 第3条、第5条の推薦の方法は、別に定める様式によるものとする。

第7条 この規程に定めるものの外、必要な事項は、その都度常任理事会において諮り定める。

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経ておこなう。

附 則 この規程は昭和61年4月1日から施行する。

平成18年 4月20日 一部改正

平成21年 4月 4日 一部改正

平成24年 4月14日 一部改正

令和 6年11月29日 一部改正